

社会福祉法人千代田会「行動計画」

令和7年3月28日策定

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1, 計画期間 令和7年4月1日 から 令和10年3月31日までの3年間

2, 内 容

目 標 1 ; 「柔軟な働き方を実現するための措置」の制度等の周知と、利用の意向確認、子や各家庭の状況に応じた個別の意向の聴取を行い、仕事と育児の両立支援を図る。

<対策>

- 令和 7年度～ 制度に関する研修を実施する
- 令和 8年度～ 各家庭の状況に応じた個別のニーズを確認する
- 令和 9年度～ 積極的な利用を促進する

目 標 2 ; 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、育児休業等を取得しやすく、復帰しやすい環境を整備する。

<対策>

- 令和 7年度～ 制度に関する研修を実施する
- 令和 8年度～ 相談体制を整備し、積極的な利用を促進する
- 令和 9年度～ 各部署における休業者の業務カバー体制を検討する

目 標 3 ; 年次有給休暇の取得を促進し、連続した年次有給休暇の計画的付与制度を策定する。

<対策>

- 令和 7年度～ 時間単位の年次有給休暇の取得を促進する
年次有給休暇の取得状況を確認し、取得向上のための対策を行う
- 令和 9年度～ 連続した年次有給休暇の計画的付与制度の理解を得るため説明会を実施し、制度を策定する